

介護福祉士を目指して福祉系高校へ進学する方へ

福祉系高校修学資金のご案内

介護福祉士の「福祉系高校修学資金」とは

福祉系高校に在学し介護福祉に関する科目を履修する方は、卒業後に介護福祉士国家試験に合格することで介護福祉士の資格を取得することができます。

現在福祉系高校に在学中又は進学しようと考え、介護福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「福祉系高校修学資金貸付制度」があります。

▶ 以下の費用をお貸しします。

- 修学準備金 3万円（入学年度に限る）
- 介護実習費 3万円（在学中の各学年において毎年1回限り、留年年度は対象外、過年度学年時の遡及貸付は行わない）
- 国家試験受験対策費用 4万円（在学中の各学年において毎年1回限り、留年年度は対象外、過年度学年時の遡及貸付は行わない）
- 就職準備金 20万円（福祉系高校卒業後、鳥取県内の事業所で介護の業務に従事する場合に限る）

※上記の費用全てについて、福祉系高校修学における「授業料」及び「入学金」への充当は認められません。

利用条件について

- 福祉系高校に在学している又は進学する方で、福祉系高校卒業後、鳥取県内において介護福祉士を用いた介護の業務に従事予定の方が「福祉系高校修学資金」の対象です。
- 福祉系高校卒業した日又は福祉系高校卒業後に就職しないで大学又は短期大学又は都道府県知事の認可を受けた専門学校（以下、大学等とする）へ進学し卒業した日から、1年以内に介護福祉士の資格登録と鳥取県内事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた介護の業務への従事開始を行う必要があります。
- 福祉系高校卒業後に就職しないで大学等へ進学した場合は、進学した大学等に在学中は毎年返還履行猶予の事務手続きを行い、返還が始まらないように手続きを行う必要があります。（手続きを行わない場合、全額一括返還となります）
- 鳥取県内において従事する業務が、介護保険法に規定する介護業務以外の介護業務（医療機関の介護員、障害者福祉施設、児童福祉施設等）の場合は、利用する貸付制度が「福祉系高校修学資金貸付事業」から「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」に変更となります。（この変更により、返還免除の要件となる業務の種類が介護保険法に規定する介護業務から、介護保険法に規定されていない介護業務へ変更となります）
- 申請に際し、資力のある日本国内に居住する連帯保証人（申請者が未成年の場合、原則、親権者又は未成年後見人が連帯保証人候補者となりますが、親権者又は未成年後見人に資力が無い場合は資力のある第三者が連帯保証人候補者となります）が1名必要です。

返還の免除について

福祉系高校卒業した日又は福祉系高校卒業後に就職しないで大学等へ進学し卒業した日から、1年以内に、**介護福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き3年間以上業務への従事を継続した場合等に、貸付金の返還免除申請権を取得できます。**（ただし、返還免除の適用を受けるためには、免除申請書及び添付資料の提出が必要）

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部（TEL：0857-59-6336）

※ 利用条件、返還条件、返還免除条件等に関する詳細は、上記お問い合わせ先に御確認ください。